

西之表市監査委員公表第 30 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、別紙のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 2 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和
西之表市監査委員 鮫島 市憲

定期監査の結果に関する報告書

1 監査対象（一般会計・特別会計）

- 11月17日（木） ・建設課 ・税務課 ・企画課 ・監査委員事務局
・地域支援課・農林水産課
- 11月18日（金） ・総務課 ・選挙管理委員会 ・財産監理課
・市民生活課 ・議会事務局 ・社会教育課
- 11月22日（火） ・高齢者支援課 ・健康保険課 ・教育委員会総務課
・学校教育課 ・福祉事務所
- 11月24日（木） ・会計課 ・経済観光課 ・農業委員会

【工事実地監査】

- ・建設課
 - 西町松下線道路維持工事
 - 県単急傾斜地崩壊対策（中目地区）工事
 - 安城平松線道路改良工事 3-1 工区（明線）
 - 安城平松線道路改良工事 3-2 工区（明線）
 - 立山港防波堤（基部）補修工事 3-1 工区（明線）
- ・健康保険課
 - 保健センターすこやか屋上防水補修工事
- ・福祉事務所
 - 老人福祉センターボイラー改修工事

2 監査期間 令和4年11月17日（木）～11月24日（木）

- 3 監査事項
- (1) 業務概況（上半期）について
 - (2) 歳入歳出予算執行状況
 - (3) 物品売買契約執行状況
 - (4) 負担金・補助金・委託料等執行状況
 - (5) 事業（工事請負費）執行状況
 - (6) 資金前渡精算整理簿
 - (7) 切手等受払状況
 - (8) 時間外勤務（時間数）状況
 - (9) 物品貸与状況調
 - (10) 各種契約書
 - (11) 出張命令・復命書
 - (12) その他

4 監査の手続

定期監査にあたっては、令和 4 年度上半期の業務概況、歳入歳出予算執行状況、物品売買契約執行状況、負担金・補助金・委託料執行状況、事業（工事請負費）執行状況、各種契約書、時間外勤務状況、物品貸与状況調、切手受払状況、出張命令・復命書、資金前渡精算整理簿、その他関係書類について予め資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取するなど、通常実施すべき監査を実施した。

事業（工事請負費）執行状況については、対象となった工事請負契約について、関係法令、条例及び規則に準拠し事務執行されているか、工事は工期内に完成しているか等について、予め関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するほか、通常実施すべき監査及び実地監査を実施した。

5 監査の結果

本年度庁内上半期の定期監査については、歳入歳出予算の執行状況、負担金・補助金一覧、委託料執行状況、委託契約書、事業（工事請負費）執行状況、時間外勤務状況、切手受払状況及び資金前渡精算整理簿を基礎資料として、令和 4 年 11 月 17 日、18 日、22 日、24 日の 4 日間書類審査とヒヤリングを行い、同時に健康保険課・建設課・水道課・福祉事務所所管の工事実地監査を実施した。

全体として、おおむね適正に執行されていると認めたが、要望及び一部改善を求めるとして下記に示すこととする。

まず、市税をはじめとして、市営住宅料、奨学資金返還金、生活保護費等の返還金については、各所管課の取組の成果が伺われるものの、特に過年度分については、法的措置も念頭に置きながら徴収方法等を検討するなど、全職員それぞれが自分のことと捉え、知恵を出し合い、解決に向けた全庁的な取り組みを望むものである。

次に、時間外勤務状況については、改善傾向にあるが、一部の部署において過度な勤務状況がみられることから、課内の横断的な協力体制の構築と人事管理所管においては、職員の配置については十分配慮していただくことを要望する。

最後に、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中ではあるが、長期振興計画のもと職員全員が取り組むべき諸課題について、職員個々の特性を發揮し、関係各課との連携を図ることにより市政発展のため尽力されることを期待し、上半期監査報告とする。